# 令和6年第2回高浜市議会臨時会会議録(第1号)

令和6年第2回高浜市議会臨時会は、令和6年4月10日 午前10時高浜市議場に招集された。

# 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第33号 高浜市税条例の一部改正について

日程第4 議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

日程第5 報告第4号 専決処分の報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

# 出席議員

1番	橋 本	友	樹	2番	荒	Ш	義	孝
3番	神 谷	直	子	4番	杉	浦	康	憲
5番	野々山		啓	6番	今	原	ゆた	りょり
7番	福岡	里	香	8番	岡	田	公	作
9番	長谷川	広	昌	10番	北	Ш	広	人
11番	鈴木	勝	彦	12番	柴		征	寛
13番	倉 田	利	奈	14番	黒	Ш	美	克

# 欠席議員

なし

# 説明のため出席した者

市			長	吉	岡	初	浩
副	市		長	深	谷	直	弘
教	育		長	岡	本	竜	生
企	画	部	長	木	村	忠	好
総	務	部	長	杉	浦	崇	臣
財務	グルー	プリー	ダー	本	多	征	樹
市	民	部	長	畄	島	正	明
税務	グルー	プリー	ダー	西	口	尚	志
福	祉	部	長	磯	村	和	志

健康推進グループリーダー 中川 幸紀

こども未来部長 磯村順司

こども育成グループリーダー 板 倉 宏 幸

都市政策部長 杉浦睦彦

#### 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 竹内正夫

主 査 森 本 将 史

主 任 立 花 容史枝

主 事 大岡靖治

# 議事の経過

○議長(杉浦康憲) 皆さん、おはようございます。

令和6年第2回高浜市議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、皆さんに全員の方にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に提案された議案につきまして、皆様の厳正かつ公平なる審議を賜りますようお願い 申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

\_\_\_\_\_

### 午前10時00分開会

○議長(杉浦康憲) ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和6年第2回高浜市議会臨時会は成立しましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長(吉岡初浩) 皆さん、おはようございます。

本臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日、令和6年第2回高浜市議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

日頃より市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、既に報道にもありましたとおり、職員による市営墓地に係る公金の横領事件がありました。市民の皆様をはじめ関係者の皆様には多大なる御迷惑と御心配をおかけをし、深くおわびを申し上げます。二度とこのようなことがないよう、職員の服務規律の徹底及び業務執行体制の改善を図り、市に対する信頼回復に取り組む所存でございます。

さて、本日提案をさせていただきます案件は、議案2件及び報告1件でございます。詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御可決あるいはお聞き取り賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 〔市長 吉岡初浩 降壇〕

\_\_\_\_\_\_

#### 午前10時2分開議

○議長(杉浦康憲) これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

○議長(杉浦康憲) 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、5番、野々山 啓議員、6番、 今原ゆかり議員を指名いたします。

\_\_\_\_\_\_

○議長(杉浦康憲) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果 の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

[議会運営委員長 北川広人 登壇]

○議会運営委員長(北川広人) 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和6年第2回高浜市議会臨時会の運営につきましては、去る4月3日に 委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。当局より提示されました案件について 検討いたしました結果、会期は本日1日間とし、議案の取扱いにつきましては、議案上程、説明、 質疑、討論、採決、報告の順序で行い、委員会付託を省略して、全体審議で願うことに決定いた しました。

本臨時会が円滑に進行できますよう、各段の御協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長(杉浦康憲) ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間としたいと思いますが、これに

御異議ございませんか。

### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉浦康憲) 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いた しました。

○議長(杉浦康憲) 日程第3 議案第33号 高浜市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長(岡島正明) それでは、議案第33号 高浜市税条例の一部改正について提案理由を 御説明申し上げます。

今回御審議を賜ります議案第33号及び議案第34号の2議案につきましては、第213回の通常国会におきまして地方税法等の一部を改正する法律が可決され、本年3月30日に公布されたことを受けて、所要の規定の整備を行うというものでございます。

それでは、議案第33号の説明に移らせていただきます。

議案参考資料、新旧対照表をお願いしたいと思います。

3ページをお願いします。

まず、第33条の7の改正は、公益信託に係る寄附金税額控除について、公益信託制度改革により公益法人と同様の直接的な規定に改められることに伴い、所得税法の引用規定の変更等を行うものであります。

次に、4ページから6ページにかけての第49条、第65条及び第102条の改正は、個人住民税、 固定資産税及び特別土地保有税の減免について、災害時を想定し、申請書の提出によらず職権に よる減免を可能とする規定を追加するものであります。

次に、7ページの附則第5条の2の改正は、令和6年能登半島地震により住宅や家財等の資産 について損失が生じたときは、令和5年中に生じたものとして、令和6年度分の個人市民税にお いてその損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができることとするものであります。

次に、9ページから19ページにかけての附則第7条の5から附則第7条の8までの改正は、令和6年度分個人住民税の所得割の額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の定額減税を実施するものであります。

なお、定額減税による個人住民税の減収分は、全額国費で補塡されます。

初めに、9ページの附則第7条の5の改正は、定額減税の対象者を合計所得金額が1,805万円以下の納税者とし、定額減税の特別控除は、寄附金等の税額控除後の個人住民税の所得割額に適用することとします。

なお、ふるさと納税の上限額及び年金仮徴収額の計算においては、定額減税前の所得割額を使用することとしています。

次に、9ページから12ページにかけての附則第7条の6の改正は、令和6年度分の普通徴収本 人納付の個人住民税に係る納税通知書に記載すべき金額は、定額減税後の額とします。

なお、普通徴収の場合については、まず第1期分の税額から定額減税を行い、控除し切れない 部分の金額については第2期以降の税額から順次控除を行うこととしています。

次に、12ページから19ページにかけての附則第7条の7の改正は、特別徴収及び普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等の所得に係る個人住民税の額は、減税後の額によることとしております。

公的年金等に係る定額減税は、令和6年度分から初めて年金天引きを開始される方は、第1期分の普通徴収税額から定額減税を行い、控除し切れない場合は第2期分から控除し、さらに控除し切れない場合は10月以降の年金特別徴収税額から順次控除することとしております。

また、年金天引きが2年目以降の方は、令和6年10月支払い分の公的年金より特別徴収、年金 天引きされる税額から定額減税を行い、控除し切れない部分の金額については12月支払い分以降 の税額から順次控除を行うこととしております。

次に、19ページの附則第7条の8の改正は、配偶者控除の対象とならない同一生計配偶者に係る定額減税は、令和7年度分の個人住民税の所得割額から行うこととしています。

次に、附則第8条の改正は、肉用牛の売却収入による所得割の額を定額減税の対象となる所得 割の額に含めることとするものです。

次に、20ページの附則第10条の2第14項の改正は、一定の要件に該当するバイオマス発電設備 に係る課税標準の特例割合を参酌基準の7分の6とするものでございます。

次に、21ページの附則第10条の2第24項の改正は、都市再生特別措置法に規定する一体型滞在 快適性等向上事業により整備した固定資産に係る課税標準の特例割合を参酌基準の2分の1とす るものであります。

次に、21ページ、22ページの附則第10条の3の改正は、新築認定長期優良住宅特例について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められる場合には、区分所有者からの申告書の提出がなくても減額措置の適用を受けることができることとするものであります。

次に、24ページから30ページにかけての附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13 条及び附則第13条の3の改正は、負担水準の均衡化を促進するため、現行の固定資産税、土地に 係る負担調整措置を令和8年度まで延長するものであります。

次に、27ページにお戻りいただき、附則第12条の2の改正は、用途変更宅地等及び類似用途変 更宅地等に対して課する固定資産税の課税標準額について、当該土地等を前年度から変更後の用 途であったものとみなして算出できる経過措置の規定を令和8年度まで延長するものであります。 次に、31ページの附則第15条の改正は、特別土地保有税の課税の特例を3年間延長するものであります。

次に、31ページから35ページにかけての附則第16条の3から附則第20条の3までは、定額減税の対象に含める所得割の額をそれぞれ定めるものであります。

附則第16条の3では、上場株式等の配当所得等に係る所得割の額を、附則第16条の4では、土地の譲渡等の事業所得等に係る所得割の額を、附則第17条では、長期譲渡所得に係る所得割の額を、附則第18条では、短期譲渡所得に係る所得割の額を、附則第19条では、一般株式等の譲渡所得等に係る所得割の額を、附則第20条では、先物取引の雑所得等に係る所得割の額を、附則第20条の2では、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得割の額を、附則第20条の3では、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る所得割の額を、それぞれ定額減税の対象とする所得割の額に含めるものでございます。

次に、35ページ、36ページの別表、第33条の7関係の改正は、本市が個人住民税の控除対象とする寄附先として条例で指定している団体のうち特定非営利活動法人全世代楽習塾について、主たる事務所の所在地を高浜市本郷町六丁目1番地17に変更するものであります。

その他地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項ずれの措置を行うなど、所要の規定の整備を行っております。

なお、附則におきまして、この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、第54条の改正規定は、令和7年4月1日から施行することとし、第33条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び公益信託に係る寄附金適用の経過措置については、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行することといたしております。

説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(杉浦康憲) これより質疑に入ります。
  - 2番、荒川義孝議員。
- ○2番(荒川義孝) それでは、議案参考資料の44ページをお願いいたします。

個人市民税の特別税額控除における附則第7条の6及び7について、普通徴収及び公的年金等の税額控除後の額について条例で改正し規定されますが、それでは給与所得者の特別徴収に対する定額減税の実施方法について教えていただきたいのと、もう一点、45ページですね、第7条の8の配偶者控除を受けることができない同一生計配偶者に係る定額減税についてでありますが、配偶者控除の申告の有無に関係なく、令和6年度に減税できる場合と翌年に繰り越す場合があるようですが、どのような内容なのか詳しく教えてください。

- ○議長(杉浦康憲) 税務グループ。
- ○税務G(西口尚志) お答えいたします。

まず、給与所得者の特別徴収に対する定額減税の実施方法についてでございます。

これは、令和6年6月分につきましては、徴収しないこととし、定額減税後の年税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月で等分した税額を徴収することとなります。なお、給与所得者の特別徴収に関しての事項につきましては、改正後の地方税法附則に規定されているところでございます。なお、普通徴収それから公的年金の特別徴収につきましても、併せて改正後の地方税法附則に規定されているところではございますけれども、今回、市税条例において所要の整備が、規定の整備が必要となったことにつきまして改正するものでございます。

続きまして、附則第7条の8の同一生計配偶者に係る定額減税の内容についてお答えいたします。

まず、同一生計配偶者という定義ですけれども、こちらは、納税者と生計を一にする者で、合計所得金額が48万円以下の者でございます。このうち同一生計配偶者のうち、合計所得が1,000万円以下の納税者の配偶者につきましては、配偶者控除を受けることができ、令和6年度の定額減税の対象となり得ます。一方、合計所得金額が1,000万円を超える納税者の配偶者につきましては、その情報について納税義務者からの申告がない限り補足ができないため、令和6年度において定額減税を行うことは事実上困難なものでございます。そのため、令和6年分の源泉徴収票それから給与支払報告書などでその当該情報を記載することによりまして、この情報を活用することによって控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る個人住民税の減税を、翌年の令和7年度の個人住民税にて定額減税を行うものとされるものでございます。

以上でございます。

- ○議長(杉浦康憲) 2番、荒川義孝議員。
- ○2番(荒川義孝) どうもありがとうございました。

合計所得金額及び控除対象配偶者の申告の有無に関係なく、影響されることなく、同一生計配 偶者については定額減税を受けられるということでよろしかったでしょうか。

最後に、附則第16条の3、上場株式の配当割及び附則第19条の一般株式等譲渡所得割について、申告における総合課税及び分離課税を選択した場合は定額減税の対象となるということで、今回条例のほうに規定されますが、では、源泉分離課税を選択した場合につきましては、特別減税の対象になるか教えてください。

- ○議長(杉浦康憲) 税務グループ。
- ○税務G(西口尚志) お答えいたします。

まず、最初に御質問のありました、同一生計配偶者の内容につきましては、議員お見込みのとおりでございます。

続きまして、分離課税となっております上場株式の配当割及び株式等譲渡所得割につきまして、 定額減税の算定の対象になるかというところですけれども、まず一定の上場株式等の配当等の所 得に対しましては、配当割それから源泉分離課税を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得に対して株式等譲渡所得割は、これは分離課税として特別徴収されているものでございます。これらの所得割につきましては、申告をしなくてよいこととされておりますので、定額減税の計算の対象から外れるものでございます。

なお、今申し上げた配当割それから株式等譲渡所得割に関する所得について、申告をされた場合につきましては、個人住民税の所得割として課税されることになりますので、これにつきましては定額減税の計算の対象となり得るものでございます。

以上でございます。

○議長(杉浦康憲) ほかに。

12番、柴口征寛議員。

○12番(柴口征寛) 参考資料44ページの特別税額控除に関しまして2点伺います。

まず1点目、個人市民税の定額減税の実施の仕方については説明でありましたけれども、所得税の3万円についての実施の仕方についてお願いできますでしょうか。

あともう一点、納税額が定額減税分に満たない人について、その差額は給付という形になろうかと思いますが、給付は、いつ、どのようになされるのかについてお願いします。

- ○議長(杉浦康憲) 税務グループ。
- ○税務G(西口尚志) それでは、お答えいたします。

まず、所得税の3万円の定額減税の実施方法につきましてですが、まず、給与所得者につきましては、6月分の源泉徴収税額から順次控除するものでございます。その源泉徴収税額につきまして、3万円が減税でき切れないということであれば、また翌月の源泉徴収税額以降で順次控除するものでございます。

あと、次に、公的年金の受給されている方の定額減税につきましては、6月分の年金に対する 源泉徴収税額について、同様に順次控除するものでございます。

あと、個人事業主などの確定申告の方につきましては、翌年2月、3月で確定申告をされるんですけれども、そのタイミングで定額減税の計算をすることとなります。なお、確定申告されている方で、いわゆる予定納税をされている方につきましては、その予定納税の金額から順次控除するものでございます。

もう一点の御質問で、定額減税で控除し切れなかった方に対する給付につきましては、これは 調整給付というものになりまして、調整給付につきましては、まず基準日が設けられていまして、 これは令和6年6月3日という基準が国のほうから示されております。したがいまして、その基 準日以降でいろいろ所定の準備を行いまして、国のほうからは、なるべく速やかに給付を行うよ うにというスケジュールとなっておりますので、その6月3日以降でできる限り早く、早期に準 備をしまして給付を実施する予定でございます。 以上でございます。

- ○議長(杉浦康憲) ほかに。13番、倉田利奈議員。
- ○13番(倉田利奈) たくさんあるんですけれども。
- ○議長(杉浦康憲) じゃ、また3つずつに分けてください。
- ○13番(倉田利奈) はい。今、柴口議員への答弁からまいりたいと思います。

今、実際、給付というのは高浜市においては、給付される方については、いつぐらいになるのかというところを教えていただきたいと思います。

それから、今回、これ改正により、国税である所得税からの減税措置と、それから市民税からの両方から減税を行うという形になるんですよね。これ本当に非常にややこしい減税措置だなと思っております。そうなると、手続を実際に行う自治体の負担というのが非常に重くなりますし、手続による事務経費も膨大になると考えられております。なぜこのような物価対策になったのか不思議でなりませんので、多分担当の方は、県とかに行っていろいろな御説明を受けておりますので、国がこの点についてどのように説明しているのかまずお聞きしたいのと、あと、次が、この減税方法ですと、例えば給付と減税の両方が可能になる方が出てきたり、ダブルで減税措置がされる方など、いろいろなパターンが考えられるんです。実際どのような方がダブルで1人当たり8万円減税されるのか、それから4万円の給付と4万円の減税の両方の措置を受けることができる方がいるのか、また、これ以外のパターンがどのようにあるのか教えていただきたいのと、また、ダブルで8万円の措置がされた場合、市民が何らかの手続、今まで確定申告していなかった人がしなければならないのか、しないことによって何か法的な不利益が生じるのか、そのあたりについても併せてお願いいたします。

- ○議長(杉浦康憲) 税務グループ。
- ○税務G(西口尚志) それでは、お答えいたします。

まず、先ほど12番議員から御質問を受けました調整給付の関係ですけれども、いつぐらいというところなんですけれども、先ほど申し上げたとおり、令和6年6月3日というのがどうしても基準日になりますので、少なくともそれ以降に所要の準備を進めて、できる限り早期に給付を行いたいというところが今の現状でございます。

続きまして、所得税それから住民税の減税につきまして、どのような趣旨の説明を受けているかというところですけれども、まず、個人住民税につきましては、この前年の収入、所得から算定して令和6年度の課税の額につきましては、給与所得者の特別徴収の方につきましては、5月の半ばに税額の通知書を送りますのでというところの中で、とにかく国のほうからは、もう速やかに給付を行いなさいよというのが基本的な考えでございますので、住民税につきましては、もう早くて5月の半ばの税額通知、6月については普通徴収で順次定額減税の額を控除していくということで、速やかに減税を行いなさいよということの趣旨でございます。

それから、給付とその重複して減税を行われるかどうかというところですけれども、まず、定額減税と調整給付との重複につきましては、例えば、扶養親族に入っている方、扶養親族の対象となっている方につきましては、まず納税義務者のほうで定額減税に係る控除を受けることができます。一方、扶養親族になっている方でも、住民税の所得割を納税されている方がいらっしゃいますので、その方につきましては、やはり定額減税も対象となりますし、その定額減税で控除し切れなければ調整給付の対象になり得るということで、一例としては、そのような重複のケースがございます。

それから、所得税で例えば重複して減税が行われる場合というのもあり得ます。ただ、先ほど 13番議員が4万円プラス4万円というふうで御質問があったんですけれども、住民税につきましてはもう賦課課税方式ですので、いわゆる1万円、1万円という重複になり得ることは基本的にはございません。ただ、所得税につきましては、例えば給与から源泉徴収される方、それから公的年金をもらっていて公的年金を受給されている方につきましては、それぞれで定額減税が実施されることになりますので、その時点では給与に対しては3万円、公的年金に対しては3万円という重複の定額減税の計算がされることになりますが、これは基本的には翌年に確定申告をされる内容となり得ますので、確定申告でその定額減税について精算を行うという、そのような形でございます。

以上でございます。

- ○議長(杉浦康憲) 市民部長。
- ○市民部長(岡島正明) 先ほどの2点目の、要は、国の説明がどういう状況でこの定額減税がというところを説明を少しさせていただきますと、昨年11月にデフレの完全脱却のための総合経済対策というものに定額減税が織り込まれまして、今度の税制改正大綱というものに明記されて通常国会を通して実施されるということでございますが、その趣旨として、デフレ脱却のための一時的な措置という位置づけでございまして、賃金の上昇が物価高に追いついていない国民の負担を軽減するということで、国民の可処分所得を直接的に下支えする、所得税・個人住民税の減税が最も望ましいと考えているというふうなコメントがあります。過去2年間で所得税、個人住民税の税収が3.5兆円増加しております。そうした国民負担率の負担感の高まりが続いてきたことも踏まえまして、この税収分を納税者の皆様に分かりやすく、国民に税の形で直接還元するというようなことが報道されているところでございます。
- ○議長(杉浦康憲) 13番、倉田利奈議員。
- ○13番(倉田利奈) すみません、ちょっとさっき私も質問を間違えちゃったんですけど。

続けていきます。これ、わがまち特例による新しい新規の条例制定があるんですけれども、これは高浜市において行う予定があるのかどうかというところで、あと、バイオマスの一定の条件というのについても具体的に教えていただきたいと思います。

わがまち特例のこれですね、条文、これ入れないような自治体があるのかどうか、なぜ、事業があるのかどうかよく分かりませんが、あえて条文に明記されたという理由についても併せてお答えください。

- ○議長(杉浦康憲) 税務グループ。
- ○税務G(西口尚志) それでは、わがまち特例の関連についてお答えいたします。

特定バイオマス発電設備の関係ですけれども、特定バイオマス発電設備に関して何か予定とか あるかというお話ですけれども、現時点ではこれは把握は税務当局ではしておりません。

それから、もう一つの一体型滞在快適性等向上事業に関する、この事業についても、現時点ではこちらのほうでは把握はしておりません。

続きまして、特定バイオマス発電設備のその要件の内容なんですが、この特定バイオマス発電 設備の中でバイオマスのうち木材とか竹に由来するもの、または農産物の収穫に伴って生ずるバ イオマスについて、それを電気に変換するものについて1万キロワット以上、それから2万キロ ワット規模未満のものについては、今回新たに課税標準の特例措置が設けられたところでござい ます。

続いて、条例を制定していない市があるかというところですけれども、私が把握したところでは、一体型滞在快適性等向上事業については、一部の市町村では今回条例では設定しないというところも見受けられました。

ただ、この背景としましては、現状この一体型滞在快適性等向上事業につきましては、現状でも課税標準の特例として設定がされてございます。これは設定されているということですので、 一律に2分の1が設定されているところでございます。

なお、今回の条例改正につきましては、その背景としまして、この一体型滞在快適性等向上事業をより進めていく必要がある中で、この2分の1を参酌基準として、3分の1以上、3分の2以下の範囲で条例で定めることができる、いわゆるわがまち特例として条例により定めることができるように新たに設けられたものと考えられます。

以上でございます。

- ○議長(杉浦康憲) 13番、倉田利奈議員。
- ○13番(倉田利奈) すみません、ちょっとよく分からないんですけれども、じゃ、次にいきます。

今回、全世代楽習塾の主たる事務所の所在地が変更ということになりました。変更理由をお答えいただきたいのと、あと、今の所在地、改正前の所在地が、これ公共施設になっておりましたが、公共施設というのは市民みんなの財産であることから、私、この所在地とすることは非常に問題であると考えておりますが、市が事務所とすることについて、どのような手続でこの許可をされたのでしょうか。

それから、NPO法人が勝手に市の住所を主たる所在地を事務所ということ、そういうことは あまり考えられないので、そのあたりの手続とどのような許可をしたかについてお答えください。 ○議長(杉浦康憲) 議案の範疇で答えていただければ結構です。健康推進グループ。

〇健康推進G(中川幸紀) 複数いただきました御質問のうち、お答えできるところからお答え させていただきます。

全世代楽習塾、主たる事務所の所在地を全世代楽習塾に置いていたというところにつきまして、 もともと全世代楽習塾で行っておりました児童クラブの事業というのが、市の事業として行われ ていた。そのことは、業務の委託も可能であることは規則のほうでも記載がありました。その事 業を行う場所を市の所有する自前の公共施設で行っているということに過ぎませんので、特に使 用についての許可とか使用料のほうは頂いていませんでした。

次に、全世代楽習塾の事務所につきまして、今回、全世代楽習塾の耐震診断のほうを行いまして、10月6日の日に速報値のほうがまいりまして、そこで、一般的にIs値という耐震性能を満たしている0.6という基準は達していなかったということで、翌日から閉鎖をしております。NPO法人の全世代楽習塾が設立されてから、今回の事務所の移転まで主たる事務所の所在地は、全世代楽習館のほうに置かれておりました。定款の記載を見ますと、主たる事務所の変更については令和5年12月27日となっておりました。

- ○議長(杉浦康憲) 福祉部長。
- ○福祉部長(磯村和志) まず、NPO法人の主たる事務所の関係でございますけれども、通常 は活動の中心とするところを主たる事務所として定めるものでございますので、特に問題はない と考えております。

それから、事務所を変更した理由でございますけれども、11月の臨時会におきまして、NPO 法人の指定期間を令和5年11月30日までと変更させていただいております。実際に一般利用を中 止した10月7日から11月30日までの間に、NPO法人は残務処理を行いまして、事務所の機能を 移転をされております。あわせて、NPO法人さんが臨時総会を開いて、定款に規定された主た る事務所の所在地を変更され、その後、法務局へ届出をされたというようなことでございます。

- ○議長(杉浦康憲) 13番、倉田利奈議員。
- ○13番(倉田利奈) これ、全世代楽習塾……
- ○議長(杉浦康憲) 倉田議員、これから2回目ということでよかったですか。
- ○13番(倉田利奈) まだ1回目です。
- ○議長(杉浦康憲) 1回目ですか。
- ○13番(倉田利奈) はい。

これ、全世代楽習塾なんですけれども、登記変更がされているようなんですけれども、いつ変更されたのかというところを明確にお答えいただきたいのと……

# [「税額控除の関係ない」と呼ぶ者あり]

○13番(倉田利奈) いや、これ、税額控除に関わってくる次の質問にいきますので、お答えください。

それから、税額控除なんですけれども、結局、今回、条例改正して事務所を移転するということですから、なぜこの税額控除に関わることですけれども、事務所移転しなければならなかった理由についての私は質問をしております。これ、事務所を使用していたということは、事務所の利用について使用料手数料条例、ここうたわれていないんですよね。賃貸借契約を行って、賃料が歳入に入っていたかどうかについても教えてください。

- ○議長(杉浦康憲) 健康推進グループ、議案の範疇で答えていただければ結構です。
- ○健康推進G(中川幸紀) 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、私どものほうも定款 のほうを確認をしましたところ、主たる事務所の変更は令和5年12月27日となっておりました。

そして、全世代楽習塾のほうの歳入につきましては、健康推進グループのほうからの指定管理 料以外の収入はございません。

- ○議長(杉浦康憲) 13番、倉田利奈議員。
- ○13番(倉田利奈) では、2回目の今の答弁に対して再度質問したいと思います。

すみません、ごめんなさい、さっき4万円というのは間違えちゃっていたんですけれども、こ れ、先ほど例えば、給与所得がある方と公的年金がある方というのが、ダブルで所得税が減税さ れるのが1パターンとして私は考えられるかなというのと、あと、例えば令和5年度は所得がな かったけれども、令和6年度に所得があって所得税がかかっているという方とか、あと、退職し て次の事業所に行くときのタイミングによっては、ダブルで減税の可能性もあるような報道もあ るんですけれども、そのあたりがちょっとあくまでもなかなかそれを、私たち、マスコミの報道 とかいろいろなことでしかよく分からないので、実際問題、国のほうとしては、どういうパター ンが示されているのかなというのをもう少し詳しく教えていただきたいのと、さっき確定申告で という話があったんですけれども、中には今まで確定申告不要で、確定申告されていなかった方 について、例えばはっきり言って、これ何か気づかないうちに減税されていて、自分がそれだけ 幾らか実際もらう金額よりも手取りが増えているという場合もあるんですけれども、それに気づ かない方がよくあると思うんです。ただ、単に、今、振込ですし、実際に現金をもらうわけでは ないので、なので、そういった方についての何か不利益とかがないのかどうかというところにつ いては、しっかり確認したいなと思うのと、あと、バイオマス発電については、先ほどの条件を 伺うと、今、高浜市内では考えられないのかなというところで、なので、あえて入れられたとい うことがよく分からないのと、あと、先ほど一体型の在宅快適性向上事業、これについても現在 は特にそういった計画はないという理解でよかったのかなというところを教えていただきたいな というところです。

取りあえず、そこまで2回目、1回いいですか。

○議長(杉浦康憲) 税務グループ。

○税務G(西口尚志) 所得税の定額減税につきましては、様々なパターンがございます。今、 すみません、私が把握している範疇で申し上げますけれども、令和5年において例えばお仕事を されていなくて所得税を支払いされていなかったけれども、令和6年においてはお仕事されてい て、一定の所得税を払っているという方につきましては、このケースにつきましては、まず、 我々としましては、いわゆる調整給付としてお支払いされる方ですよというのがまず1点。一方、 令和6年に入ってお仕事されている方ですと、毎月の6月以降の源泉徴収で源泉徴収されるとい うことになりますので、今のケースにつきましては、内容によっては重複で減税を受けられてし まうというケースが考えられると思います。

続きまして、確定申告をされないことによって、先ほど答弁させていただきました給与は給与で定額減税が行われる。公的年金については、公的年金で所得税の定額減税が行われるということなんですけれども、現実としては確かに確定申告をしないままですと、それぞれで定額減税が受けられたままということになりますが、ただ、一般的にはまず給与所得者については、その給与所得以外で、そのほかの所得が20万円以上の者、それから逆に公的年金の収入のある方については、その公的年金の収入が400万円以下で、かつその公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方、この方については基本確定申告をしないといけないというルールになっていますので、そのルールに従っていけば、多くの方は確定申告をされるものかなというふうで考えられるところでございます。

続いて、特定バイオマス発電設備の今回の市税条例の改正についてですけれども、こちらは先ほど答弁させていただいたんですけれども、近隣市のその状況を踏まえますと、ほとんどの市が今回条例改正で盛り込むということも踏まえまして、高浜市も同様に条例で規定させていただいたところでございます。

あと、一体型滞在快適性等向上事業につきましては、先ほども御答弁させていただいたんですけれども、税務当局としてはこれは把握をしていないところでございます。

以上でございます。

- ○議長(杉浦康憲) 13番、倉田利奈議員。
- ○13番(倉田利奈) 今、多くの方が確定申告をしなければならないという御発言があったんですけれども、私は、やっぱり一部しなくてもよくなる人が出てくるんではないのかなと、私は…

○議長(杉浦康憲) 倉田議員、その質問になると3回目になりますので、2回目の質問。

○13番(倉田利奈) これ答弁漏れのことを言いたいので、お願いします。

ですので、私はそういうふうに考えているんだけれども、税務グループはそんな人はいないよ

ということであればいいんですけれども、私は、そう考えているから、例えば確定申告をしていない人が何か不利益を被ることはないんでしょうかというところを、先ほどから聞いているんですけれども、なかなかそこの部分の答弁がないので、そこについては、すみません、答弁漏れということで答弁いただきたいのと、あと、これ教えていただきたいんですけれども、全世代楽習館がいわゆる先ほどからの説明でいくと、登記イコール条例ではないという考え方なのかなと思うので、そうなった場合、その事務所が……

- ○議長(杉浦康憲) 倉田議員、こちらも3回目になると思いますが。
- ○13番(倉田利奈) いや、今、これ2回目の質問ですよ。2回目の2回目ですよ。
- ○議長(杉浦康憲) 2回目に対する回答にする答え……
- ○13番(倉田利奈) そうです、回答に対する質問です。再質問です。
- ○議長(杉浦康憲) 3回目になっちゃうので、3回目になってしまいますので。
- ○13番(倉田利奈) いやいや、再質問です。1回目の再質問です。
- ○議長(杉浦康憲) 新しい質問ならいいですけれども。
- ○13番(倉田利奈) はい、1回目の再質問です。

活動の中心とするところというふうにさっき御答弁があったんですね。ということは、その登記イコール法令、高浜市の条例ではないという、先ほどの答弁からすると、そういうふうに私は理解するんですけれども、それでいいかどうかというところと、市として、活動の中心とするところをどのような法令でそれを決めているのかなということについてお聞かせいただきいと思います。

それから、これ、全世代楽習塾が、これ実は登記変更、さっき令和5年12月と言われたんですよね。そうなると、変更してから、この間、今回これで条例改正されるまでの間、登記場所とそれから控除される主たる事務所にこれ乖離が出てくるんですよね。乖離が出てくるから、乖離しているこの期間で寄附行為を行った場合、手続はどうなるのかなというところがすごく私は疑問が湧いてきました。そうなった場合、もしかしたら控除されないですよと言う可能性も出てこないとは限らないと思うので、そのあたりの手続はどうなるのかというところについて問題がないのかどうかというところ、特にそこが重要なんですけれども、そこを教えていただきたいのと、あと、こういった場合、例えば事務所というのは、やはり民間でいろいろ転居しなければならないとか移動するということは、今後も考えられますので、これ今回の場合で考えると、いつ登記の変更と条例改正を行うと、一番市民の方にも分かりやすく、特に手続の不備もなくできるのかなというところがよく分からないので教えてください。

- ○議長(杉浦康憲) 税務グループ、議案の範疇で答えていただければ結構です。
- ○税務G(西口尚志) まず、先ほどから御質問があります、例えば給与、それから公的年金の 所得税の定額減税をそれぞれされたことによって不利益を被るか、被らないかというところです

けれども、それぞれで当然定額減税をされて、収める所得税が減っていく状態ですので、その不利益事態は、変な話ですけれども、被らない。法的措置につきましては、これは所得税ですので、いわゆる税務署、国税局の話になりますので、そこについては市が申し上げられるところの範疇ではないというふうに考えられます。

あと、続きまして、その寄附金税額控除の件ですけれども、年をまたいだといたしましても、 そもそもの法人自体は存在していることになりますので、その期間について寄附金税額控除がされないとか、そういったことはないものと考えられます。

以上でございます。

○議長(杉浦康憲) ほかに。

# [発言する者なし]

○議長(杉浦康憲) ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第33号については、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により 委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉浦康憲) 異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員会付託を省略することに 決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

#### [発言する者なし]

○議長(杉浦康憲) 賛成討論を求めます。

13番、倉田利奈議員。

### [13番 倉田利奈 登壇]

○13番(倉田利奈) 議案第33号 高浜市税条例の一部改正について討論を申し上げます。

今回、国の税制改正により市税条例の改正を行い、物価高騰による市民生活の負担軽減となる ため賛成はいたします。 賛成はしますが、国の施策としてやり方に問題があることは、ここで申 し上げておかなければなりません。

問題点については、新聞をはじめとするマスコミ報道でも大きく取り上げられております。まず、実際に実務を担う自治体は、支給業務が複雑で事務負担が重くなります。なぜなら、所得税は6月、住民税は7月の給与から減税され、減税し切れない場合、翌月以降の給与で減税額に達するまで調整しなければなりません。また、減税できない場合は、減税し切れない額を給付するという、あまりにも煩雑な手続をしなければなりません。また、老齢年金受給者で給与所得もある方や転職した方は、ダブルで受給や減税になることから、一層複雑な事務手続となります。よ

って、企業の事務負担も重く、特に自営業の方や個人事業主の方は混乱することが予測されます。 事務経費も膨大になることから、このような物価対応施策は今後改めるべきではないでしょうか。 既に、コロナ禍で1人当たり10万円の給付を行っている上、今回減税となった分は全て国費で 補塡されることから、国民に対し1人当たり4万円の給付を行ったほうがいいという声はいろい

そして、今回の条例改正では、全世代楽習塾の主たる事業所の変更があります。今回の改正により改善されることになりますが、現在、事業所の所在地は公共施設となっていることから不適切であります。その上、公共施設を事業所としながら、この間、賃貸借契約も結ばず賃料も発生しておりません。主たる事業所にするのであれば、契約を行い、使用料を徴収し、他の事業所と公平な取扱いにすべきと考えます。今後は、公共施設について公正な運用に努め、契約等全てにおいて見直しや確認をしていただくよう要望をして、討論を終わります。

[13番 倉田利奈 降壇]

○議長(杉浦康憲) 反対討論を求めます。

ろなところで聞かれております。

[発言する者なし]

○議長(杉浦康憲) 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長(杉浦康憲) 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第33号 高浜市税条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

### [賛成者起立]

○議長(杉浦康憲) 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長(杉浦康憲) 日程第4 議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正についてを議題 といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長(岡島正明) それでは、議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について提 案理由を御説明申し上げます。

議案参考資料37ページからの新旧対照表をお願いしたいと思います。

初めに、37ページの附則第5項の改正は、固定資産税と同様に、一体型滞在快適性等向上事業により整備した固定資産に係る課税標準の特例割合を参酌基準の2分の1とするものであります。 次に、37ページから42ページにかけての附則第8項から附則第16項の改正は、これも固定資産 税と同様に、現行の都市計画税に係る負担調整措置を令和8年度まで延長するものであります。

次に、43ページの附則第20項の改正は、これも固定資産税と同様に、用途変更宅地等及び類似 用途変更宅地等に対して課する都市計画税の課税標準額に係る経過措置の規定を令和8年度まで 延長するものであります。

その他地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い引用条項のずれの措置を行うなど、所要の規定の整備を行うものであります。

なお、附則におきまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。 説明は以上のとおりございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(杉浦康憲) これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長(杉浦康憲) 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。 お諮りします。

議案第34号は、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉浦康憲) 異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員会付託を省略することに 決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長(杉浦康憲) 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長(杉浦康憲) 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の 起立を求めます。

### [賛成者起立]

- ○議長(杉浦康憲) 起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。
- ○議長(杉浦康憲) 日程第5 報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。 報告説明を求めます。総務部長。
- ○総務部長(杉浦崇臣) それでは、報告第4号 専決処分の報告について御説明申し上げます。 報告第4号の2ページ目をお願いいたします。

報告第4号は、吉浜幼稚園長寿命化改修工事に係る工事請負契約の変更について、地方自治法 第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により議 会に御報告をいたすものでございます。

変更の内容といたしましては、保育室内の既設ロッカー等の撤去後の下地処理の増工のほか、 リズム室、床クッションフロアの仕様変更、園児が使用する手洗い器具の変更など、園児が施設 をより使いやすくするための設計変更を行ったものでございます。

その結果、令和5年9月定例会において御議決いただきました当初の契約金額2億4,634万5,000円から257万8,400円を増額し、変更後の契約金額を2億4,892万3,400円としたものでございます。

なお、変更金額の257万8,400円は、契約金額の5%以内であり、かつ750万円以内であります ことから、市長の専決処分事項として指定されているものに該当いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(杉浦康憲) ただいまの報告第4号は報告事項でございますので、御了承をお願いいた します。

\_\_\_\_\_\_

○議長(杉浦康憲) 以上をもって、本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。 市長挨拶。

市長。

## 〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長(吉岡初浩) お疲れさまでございました。

令和6年第2回高浜市議会臨時会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私どものほうから提案をさせていただきました議案2件につきまして、原案のとおり御可決を 賜り、誠にありがとうございました。報告1件につきましても、お聞き取りを賜りありがとうご ざいました。

議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶 とさせていただきます。ありがとうございました。

### 〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長(杉浦康憲) これをもって令和6年第2回高浜市議会臨時会を閉会いたします。

本日は、議員各位におかれましては慎重なる御審議をいただき、誠にありがとうございました。 厚く御礼を申し上げ、閉会の挨拶と代えさせていただきます。お疲れさまでした。

午前11時3分閉会

\_\_\_\_\_\_